

熊取北小バドミントンクラブ規約

第1章 名称・組織・事務所

- 第1条 本クラブは、熊取北小バドミントンクラブと称する。
- 第2条 本クラブは、本クラブの趣旨・目的に賛同する人々をもって構成する。
- 第3条 本クラブの事務所は、熊取北小バドミントンクラブ会長宅に置く。

第2章 目的

- 第4条 本クラブは、バドミントンを通じて健康の増進と相互の親睦をはかり、併せて、バドミントンの健全な普及発展をはかることを目的とする。

第3章 事業

- 第5条 本クラブは、前条の目的達成の為に次の事業を行なう。
1. バドミントン大会の開催(連盟主催の大会への参加)
 2. 競技の指導・講習会の開催
 3. その他必要と認められる事業

第4章 会員

- 第6条 会員は、本クラブの趣旨・目的に賛同する人をもって構成する。

第5章 入会金及び会費

- 第7条 入会金及び会費は、役員間で協議し、総会にて承認を得る。
- 第8条 会員は、特別の事由がある時は、会長に届出て休会する事が出来る。
この間の会費は不要とする。
1. 休会する場合は、期(上期1月～6月、下期7月～12月)の途中であっても会費は返却しない。
 2. 新規入会または復会する場合の会費は、月単位での期の残り月分とする。
- 第9条 会費を滞納した会員は、脱会したものとみなす。

第6章 役員

- 第10条 本クラブには、次の役員を置く。
1. 会長 1名
 2. 副会長 1名
 3. 会計 1名
 4. 会計監査 1名
- 第11条 本クラブの役員は、次の業務を遂行する。
1. 会長は、本クラブを代表し、クラブの運営を統括する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、北小体育館の使用申し込みを統括する。
 3. 会計は、本クラブの会計を統括する。
 4. 会計監査は、会計を監査する。

第12条 本クラブの会長以下の役員は、総会で選出する。

- 第13条 1. 会長と副会長ならびに会計監査の任期は、2年とする。
2. 会計の任期は、1年とする。
3. 補選で選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 会議

第14条 本クラブは、次の会議をもつ。

1. 総会
2. 役員会

第15条 会長は、年1回の総会を招集する。また、会長が必要とした時に役員会を招集する。

第16条 総会は、次の事項を審議決定する。

1. 規約の改訂
2. 活動方針
3. 役員改選
4. 予算案
5. 決算報告

第17条 総会は、会員の1/2以上(委任含む)の出席により成立し、議決はその過半数の賛成により決定する。

第18条 役員会は、クラブの運営事項を協議する。

第8章 附則

第19条 本規約は、平成19年1月28日より施行する。

第20条 入会金および会費について

	入会金	会費
①一般会員(学生を除く)	3,000円	3,000円/(6ヶ月)
②学生	1,500円	1,500円/(6ヶ月)
③ビジター	なし	500円/参加都度 (学生も同額とする)

※ 改定1 平成22年1月28日 第20条 ビジター料金を500円に改定する。(旧:300円)

以上